

水野修次郎著 『よくわかるカウンセリング倫理』

河出書房新社、二〇〇五年

御法川 誠次郎

一、倫理について

倫理という言葉は難しい言葉である。倫理というと、たいていの人は分かったような気になる。しかし、その言葉で何が伝わっているのかを吟味し始めると、その違いに驚愕せざるを得ないような側面が出てくる。そもそも、倫理と道徳という言葉の意味を問うてみるだけでも、その混迷ぶりが浮かび上がってくると思われる。

辞書で倫理という言葉を見てみると、「(1) 人として守るべき道。道徳。モラル。(2) 「倫理学」の略。」(「大辞林」)と出てくる。念のために「大辞泉」で引いてみると「(1) 人として守り行うべき道。善悪・正邪の判断において普遍的な規準となるもの。道徳。モラル。「―」にもとる行為」「―感」「政治―」。(2) 「倫理学」の略。」と、多少は詳しさが増しているものの、本質的にほとんど変わらない。辞書で見る限り、倫理は道徳と同義ということになる。そこで、道徳という言葉と同じ辞書で調べてみると「(1) ある社会で、

人々がそれによって善悪・正邪を判断し、正しく行為するための規範の総体。法律と違い外的強制力としてではなく、個々人の内面的原理として働くものを行い、また宗教と異なって超越者との関係ではなく人間相互の関係を規定するもの。(2) 小・中学校において、道徳教育を行う教育課程。一九五八年(昭和三十三年)から新設。(3) 「もっぱら道と徳とを説くことから」老子の学。「(大辞林)」と、倫理よりも詳しく述べられている。

ここで、倫理とか道徳といわれるものが人として守るべきものであり、善悪・正邪を判断するための規範であることが示されていることが分かる。それは、経験的に培われてきたものであり、慣習とか習慣によって生まれてきたものといえるであろう。

さらに、倫理・道徳と似たものとして法律がでてきた。同じく習慣によって生まれてきたものではあるが、その規範性の強いもの、外的強制力を持ったものが法律ということになる。現在の法律は、法制化されて法律として成立するので、強制力を求めようと社会が認めたものが法律として制定されていくということになる。ところが、昔の東洋においては、不文法といって、文章化されずに社会の慣習として存在しているものが法律として認められていたので、法と倫理・道徳の線引きが難しいものになっている。現代に制限して言えば、罰則を設けたりして、外的強制力を高めたものが法律であり、社会的な常識によって内的に守られることが求められているものが倫理・道徳ということになる。

倫理と道徳の関係も一応同義ということではあるが使い方には違いがある。倫理は倫理学といわれるが、通常は道徳学とはいわれることは少ない。倫理は学問の対象になる思想もしくは思想的な領域で使われることが多く、道徳は個人や団体など、具体的な行動の主体者に関して使われることが多い。それも、主体者

の自発性による内的規範が求められているのに対し、倫理は内的規範と共に共通化した外的規範を強く意味している感じがある。自らが守ろうという意思の現われである「倫理綱領」というのはあるが、道徳綱領という言い方はない。あえて言えば、主体的な道徳を、一般化・普遍化したものが倫理ということになるであろうか。

その倫理・道徳に関して、現代は揺れている時代といえるのではないだろうか。いつの時代でも、法的には違反とはいえないが道義的には、つまり倫理・道徳的な観点からはいかがなものか、という事例は発生していたと思われる。ところが、近代文明の発展と共にその様な事例が増加しているようである。それは、社会の変化によって加速化されている。原因はいくつか挙げられようが、ここではそのいくつかを指摘しておくのとどめておきたい。第一に、社会の急激な変化が今までの規範では把握しきれない状況を作り出している面がある。これは特に法律について顕著だが、文明と技術の進歩によってそれまでの規範の前提を越えられてしまったので、それまでの規範ではカバーしきれない状況が多々作り出されている。最近マスクを販わしている株関連の商取引や医療技術の進歩によって可能になった臓器移植や生命操作などがその一例であろう。第二に、個人の尊重の徹底が求められる社会になってきており、今までは犠牲になっていた立場の人たちへの配慮が求められるようになってきている。セクシャル・ハラスメントをはじめ、種々のハラスメントが指摘されている。以前は、弱いものは泣き寝入りさせざるをえなかったのであるが、すべての人が尊重される社会作りに向かっていく途上であり、新たなルールが築かれなければならない。そのルール作りの最中で、ルールの枠が未だに安定したものにはなっていないのが現状だと思われる。第三に、社会の拘束力が落ちていくため、規範力も落ちており、倫理・道徳を守らせる力が弱くなっている。昔の日本でいえば、

「村八分」という制裁があった。生きていくには厳しすぎるほどの制裁であるのだが、村（地域社会）が運命共同体として拘束力を持っていたので、規範を守らせることも、違反した者を制裁することも厳しく実行できたわけである。現在の地域社会では、つながる力も規範を守らせる拘束力も失ってしまっている。そのため、社会的な抑止力が衰退し、個人のわがままがまかり通ってしまっている。法的に違反し、警察沙汰にならなければ何をやっても大丈夫だと考える輩をあまりに多く生み出している。

このような状況であるからこそ、倫理・道徳の再建が求められているのであろう。その中でも、近年は専門家の倫理が問われ、各職能団体は倫理綱領を作成している。ここで取り上げられているカウンセリング倫理も、比較的新しい領域の倫理である。カウンセリング自体が、アメリカから入ってきたように、カウンセリング倫理もアメリカから入ってきている。アメリカでは二〇世紀の後半から医療でもビジネスでも倫理道徳というものが強く求められてきた。ところが、この倫理道徳を求める動機が低いものが多かったという指摘がなされている（永安、二〇〇六、「倫理道徳の白書 VOL・1」）。それは、メーカーとユーザー、医者と患者の間で裁判が起きたときに、「倫理に反する」と決めつけられると負けてしまうので、裁判が起きたときに負けないようにしたいという動機からスタートしているものが多いというのだ。同じ倫理・道徳であっても、その動機によって違いがある。裁判に負けないようにという保身のため、防衛的な倫理・道徳と、積極的に相手や周りの人への貢献を目指した積極的な倫理・道徳というものがあると考えられる。それは、倫理綱領のように形に定められたものに示されているだろうし、その運用に際しても、運用者の意識によって別れていくものであろう。

二、カウンセリング倫理とは

さて、カウンセリング倫理というと、ついカウンセラーの倫理を考えてしまう。それは、医療倫理といった場合に、まず医師の倫理を思い浮かべてしまうことと同じであろう。専門領域における倫理という言葉を知ると、まず専門家のための「倫理綱領」を思い浮かべてしまうことと関連があるのかもしれない。専門家集団においてはその職域の倫理綱領を作成するところが増えているが、内容はともかくとして、その綱領は専門家が読むようになっていく。世間一般の人が関心を持つことは稀なことであり、その倫理は専門家だけのものだという思い込みを持っていることが多い。

歴史のある医療を例に取るならば、ギリシアの神への誓いである「ヒポクラテスの誓い」から始まり、専門家である医師が、自分の技術と人間性を磨き、技術と知識を伝承することと患者のために尽くすことを誓うという倫理の流れがある。医は仁術という言葉もあるが、医師は患者のために尽くす高度な技術と人間性を備えた人という信頼関係のもとに、治療に関してはすべて医師に任せるといった構図があった。つまり、専門家が信頼できる高貴な人物であるから、一般人はただその恩恵を受け、感謝するだけではないということになる。

ところが現代になると、医療への不信もあり、すべての人を尊重しようとする動きは本人が何も知らないですべてを任せておく状況を好ましいものとは考えず、患者の権利に関心を向けさせた。一九八一年、リスボンで開催された世界医師会総会で「患者の権利に関する世界医師会リスボン宣言」が採択され、それまでの受身的に治療を受ける患者から、医師に説明を受け、自分の意志でどのような治療を受けるかを決定して

いく主體的な患者像へと大きく変わったのだ。といっても、高度な医学的知識がない患者が、医師の説明によってどこまで理解できるのかという問題は常に付きまとい、患者が自分の権利を行使するためにはそれなりの努力も必要になってくる。そのような流れの中にある現在ののだが、専門的なことは分からないからと諦めて、自分の権利を行使しようとする風潮は未だに色濃く残っているようである。

変化の兆しを見せているとはいえ、専門家の前では受身的になりがちで患者の姿勢は、カウンセリングの場面でも当てはまるようである。カウンセラーの前で、クライアントが受身的になってしまいがちであり、カウンセリングの倫理というと、専門家であるカウンセラーの倫理を最初に頭に浮かべてしまう人が多いと思われる。そのこと自体が、受身的な発想が染み付いていることを示しているのかもしれない。

そのような現状を十分にわきまえているのであろう。本書の著者は、第一章で「カウンセリング倫理とカウンセラーの倫理」を取り上げている。そして、カウンセラーの倫理を展開する前に、クライアントの権利と義務から話を展開していつている。倫理というものを、専門家の占有物にするのではなくて、すべての人のために役立つものにしよという意図を持ってのことであらう。

著者は、カウンセリングをアメリカで学び、実践してきた経験をもって日本でも活躍している。カウンセリングの技法においても倫理においても先進国のアメリカで学んだ経験が大いに役立っていることと思われる。と言っても、アメリカで学んだ知識と技術を、そのまま安っぽく輸入するような姿勢とは根本的に異なっている。先進国の実情から、後発国の現状を見ると否定したくなるのも無理からぬところかもしれない。そんな誘惑に引きずられて日本批判をしたとしても、害はあっても何の利益もない。日本の実情を深く理解し、その日本に合わせた技法や倫理を提供しなくては役に立たない。ごく当たり前のことではあるが、アメ

リカで学んだことを日本の現実の中でいかに生かしていくかという努力をしてきた著者ならではの視点がかがえるのだ。そのうちのいくつかを指摘しておきたい。

(一) 倫理は専門家のものだけではない

すでに述べているが、専門領域の倫理を考えると、専門家だけの倫理にしてしまうことが多い。専門領域における各団体の「倫理綱領」を読むと、そのことが如実に示されている。未だに専門家にお任せの風土が残っていて、その前提で倫理綱領が考えられているように思われる。それでも、インフォームド・コンセントが次第に広まってきていて、専門家と受益者の関係が変化しつつあるのだろう。商売の現場では、セールスマンが顧客に説明をして、納得してもらえたら購入してもらえろという関係がある。高価な買い物であればあるほど、消費者が納得するハードルは高いものになっているであらう。

ところが、医療とか心のケアに関しては、しっかりと説明を受けてから治療を受けるかどうかを判断するという、患者中心の発想はあまりに弱い。診察まで長い時間待たされ、医師の簡単な説明に納得しないままに任せてしまう、ということが現代の医療においては多いようである。患者はじっと耐えて待つこと、忙しい医師の手間を取らせないように素直に従うことが良い患者の条件だと思っているのではないだろうか。それはカウンセリングの場面でも似たようなもので、カウンセリングでどのようなことが行なわれ、どの程度の期間が必要で、どの程度回復していくのかという見通しすら聞かずに、とりあえずカウンセリングを受け始めていくというクライアントが多いのではないだろうか。自分のことは分からないという言い方もあるが、手に入れようとするものが商品などであれば詳しく知ろうとするのに、自分のことになると腰が引けて

しまうようである。これは、日本人の恥ずかしがりの性格もひとつの要因であろう。また、専門家と同じ知識をもつことは出来ないので、任せるほうがいいという思いも働くのであろう。分からないなりに少しでも理解しよう、分からないなりに理解したことを専門家に尋ねて確認していこうという前向きな姿勢は持ち難い傾向があるようだ。忙しい医師に迷惑をかけないようにしたい、分からないことを理解しようとするのは大変だ、分からない自分を人前で見せたくないなどの気持ちが働くのかもしれないが、その根本には自分を知る権利があるという信念を持っていないことが明らかであろう。知る権利があるという発想は、これまではなじみのないものであったが、患者の権利を考える立場から強調されてきたものである。新しい視点であり、日本の社会になじみなくそうな発想であるが、より良い医療とかカウンセリングを目指すときには必要不可欠な視点であり、これから定着していくことが望まれる。これからのカウンセリングの発展を考えたときに、もっとも大切であり、多くのカウンセラーやクライアントが気づいていない視点を、第一に取り上げているところに本書の大きな意義の一つがあるといえよう。

(二) 価値を取り上げていること

カウンセリングは、さまざまなクライアントが訪れるので、価値観を前面に出すことはよくないものだと認識されている。例えば、古典的な家族観を持ったカウンセラーがいたとして、そのカウンセラーのところへバリバリ働いている主婦が相談に来たときに、その主婦はいつたいどのような感覚を持たされることであろうか。それが未熟なカウンセラーであれば、その主婦に「家において家庭を守ることの大切さ」を説き始めるかもしれない。言葉に出さなくても、カウンセラーがそのような思いを持っていることは当然クライアント

トに伝わるわけで、クライアントは相談に来ていながら、いつも否定されているような居心地の悪さを感じることと思われる。そのようなことの無いように、カウンセラーは価値から中立であるべきだという考えがある。この主張は正論のように感じられるが、人間である限り価値から離れることは出来ないという現実を無視している。

カウンセリングにはさまざまな理論があるが、その理論は人をどのように見て、どのような援助をするのかという立場を示している。それは当然のことながら、どのような人間が理想かという理想像を持っており、理論の裏には価値が埋め込まれていることは明らかだ。

そもそも、カウンセリングを受けに来るというのは、現在の生き方に苦しさや問題を感じているからこそである。そんなクライアントが、どのような生き方をすれば、満足できるようになるのか、それは一人ひとり異るとはいえ、社会や他人と良好な関係を作り、生産的な生き方をしているほうが可能性は高いと考えられるであろう。著者は、心の健康に対する個人の主張や価値観を「この健康価値」と呼んでいる。そして、アメリカのカウンセラーがどのようなところの健康価値を持っているのかを挙げ、カウンセリングとは個人が社会に受け入れられる価値を実現し、生産的な生活が出来るように援助するプロセスと考えることができる。さらに、アメリカではカウンセリングで価値の問題を扱うことを積極的に勧められている人いると紹介している。すなわち、クライアントの価値観を尊重しながら、クライアントが生き方を見直し、どのような生き方を選ぶかについて話し合うこと、必要があればカウンセラーがモデルを示すこともあるという。ただし、カウンセラーの価値を一方的に押し付けることは問題が生じるし、どのようなところの健康価値ならばカウンセラーが影響を与えても倫理的に問題が無いかを論じる必要があると釘を刺してい

さらに、カウンセラーがカウンセリング場面で価値の問題に触れるときに次の三点を注意する必要があると述べられている。①カウンセラーは、自分が大切にしている価値が何かを知っていること。②カウンセラーは、住んでいる社会や文化の一般的な道徳基準、宗教や信仰、政治などの信条について習熟していること。③クライアントがどのような価値を大切にしているかを知り、とくにこころの健康価値を知り、それを尊重すること。

カウンセラーは自分の持っている価値を隠し、中立の立場に立っていることにしてカウンセリングを進めることが出来ないから、自分の価値を明確に認識していること、また社会に通用している価値について十分に習熟していること、クライアントの価値を知ってそれを尊重することが必要だというのだ。それは、こうすればよいという固定的な判断が通用しない場において、開かれた場で共に話し合い、個別性と特殊性をしっかりと尊重しながら、クライアントと共にカウンセリングの目標設定をしていくことの重要性を示している。決して、すべてを解決する魔法の鍵を提供しようとする立場ではない。すべてを解決できる規範があるという幻想や、自分の価値観をないものにして接することができるという幻想を排除し、クライアントを尊重しながら、相反する価値観を持った人同士がどのように出会えるかという、一筋の可能性を示しているといえよう。この点については、価値についてほとんどふれられていない日本のカウンセリング界で、大きな一歩を踏み出したものと高く評価されるのではないだろうか。

(三) 多重関係と守秘義務

日本のカウンセリング関係社会においては、守秘義務という言葉や概念が独り歩きしている印象がある。最近では、公立中学校を中心にスクールカウンセラーが配置されたが、そこで問題になったのが守秘義務であった。公立学校で働くスクールカウンセラーは、学校長の下で働く公務員としての義務もあるし、専門職であるカウンセラーとしての責務もある。学校の教員たちとは、同じ仕事を協同する仲間でもあるので、気軽に生徒のことで質問されたりすることもある。スクールカウンセラーが導入された初期には、校長や教員からの問い合わせに、かたくなに「守秘義務があるので答えられない」と拒否をして、関係が取れなくなつたスクールカウンセラーがいたという。こんなスクールカウンセラーのところへ相談に行った生徒と分かつただけで（当然、教師には分かつてしまふと思われ）、教員からは特別の目で見られてしまふそうで、教員とその生徒との関係が悪くなりそうな予感を生じさせる。これでは、クライアントを尊重するための守秘義務が、クライアントを不利な立場に陥れることになるといえよう。

会社などの職場で働くカウンセラー、学校で働くカウンセラーなどは、その職場における責務を踏まえることと、職場においての関係づくりを構築することといった条件をクリアしないと、カウンセラー自身のみならずクライアントまで不利な立場に陥れることになりかねないので、教条主義的に守秘義務を持ち出すのではなく、いかにクライアントを尊重できるかをつねに考える必要が出てくる。

実際には、カウンセラーの守秘義務には制限がついている。クライアント自身の生命にかかわる危険性、あるいは他者に対して重大な危害が及ぶと予見される場合、法的に開示を求められた場合などである。危険が予見される場合には、守秘義務を守ることよりも、クライアントならびに他者の安全を確保することが優

先する。具体的には、クライアントと話してクライアントの決意を翻すための努力をしたり、守秘義務を破って関係者に連絡することを了承してもらった努力をしたり、その話し合いも出来ない場合にはクライアントの許可なく関係者へ連絡することもあろう。いずれにしろ、クライアントの尊重と、クライアントの利益が基本になっているわけで、その基本のもとでそのときの最善をつくすことが求められる。

この例外が認められる守秘義務が有効に機能するためには、カウンセリング関係を始める前の話し合い、インフォームド・コンセントが必要である。本書の中で、インフォームド・コンセントには三つの条件があると述べられている。①クライアントが適切に理解できる言葉で、カウンセリングとは何か、それに付随する危険性や、カウンセリングに代わる方法について説明を行ない、クライアントに理解されていること。②カウンセリングを受けるといことが、クライアントの自由意志に基づいて、決して誰かの強制でないこと、また自由に中断できること。③クライアントは同意できる能力を有すること。このインフォームド・コンセントにおいて、守秘義務とその例外について確認されていることが大切なことである。万が一のときに守秘義務の例外がスムーズに行なわれるためには、インフォームド・コンセントが重要であることを強く訴えているところに本書の特徴がある。

さらに、カウンセリングにおける倫理問題のほとんどは、多重関係と守秘義務違反と指摘されている。未だ、専門職として日本の社会に定着しているとはいえない難しいカウンセリングであるが故に、カウンセラーとクライアントの関係があまりにまにまにされていることが多い。カウンセラーの資格が国家資格ではないために、どのカウンセラーが良いカウンセラーなのか、最低限の力を身につけているのか判断できないという要因もある。全く知らない人では、どんな能力を持っているのか、どんな人なのか分からないので行きづらいつい

う日本人のはにかみ的な要因もあろう。その他の理由もあり、知っている人のつてをたどってカウンセラーを探す人も多いようだ。また、日本社会にカウンセリングを受けということが十分に根づいていないこともあり、自分がカウンセリングを受けるときにはどこへ行こうと考えている人はあまりいないようだ。医療にたどって考えてみると、ホームドクターを持っている人は少ないだろうが、行くときの病院を決めている人は多いのではないだろうか。それに対し、カウンセリングに対し、そんな発想をしている人はごく少数ではないだろうか。そのため、いざカウンセリングを受けようと思ったときに、身近な人を頼っていく傾向があるようだ。それは、多重関係になる危険性がとても高い。例えば、学生がカウンセリングを受けようと思ったときに、見ず知らずのカウンセラーを訪れるよりも、授業を受けたことのある教員、友人たちの評判の良い教員をカウンセラーとして選びたくなる気持ちは理解できる。

カウンセラーのほうも、他のカウンセラーがどのような力量を持っていて、どのようなカウンセリングを行うのかよく分かっていないので、リファールしづらいついということもあるのかもしれない。友人や知人からの紹介でクライアントを引き受けることもある。そうすると、友人や知人との関係で、カウンセリング終了後も顔を合わす危険性をはらむかもしれない。すでに多重関係になっている人、多重関係になりそうな人を、クライアントにしてしまうことも多いのではないだろうか。

狭い社会の中で、カウンセリング以外の関係を全くもたないで済むのなら問題はないが、他の人間関係を持つことになったときに、クライアントもしくは元クライアントが不利益をこうむらないように配慮する必要がある。繰り返し述べるが、現在の日本では専門職としてのカウンセリングが確立されているとはいえないために、カウンセリング関係があまりにまにまにされる傾向がある。それは今後大きな問題に発展する危険性を

はらんでいるわけで、十分に配慮する必要がある。そのことを、本書の著者はさまざまな場面を取り上げて警鐘を鳴らしている。本書のように具体的な場面を挙げてもらうと、意外とあまいにしていたことに気づくことができ、ありがたい限りである。

また、多重関係といえば、男性と女性の関係がある。深く心の世界を共有するために、恋愛感情を刺激されることもあるのだろう。クライエントとの関係、元クライエントとの関係で恋愛に発展することも少なくないようだ。しかし、カウンセリング関係にあった者は、対等な関係とは違う。どうしてもカウンセラーのほうがパワーをもっており、以前のクライエントは弱い立場になる可能性が高い。アメリカ心理学会は、カウンセリング終了後二年間は、カウンセラーはクライエントと性的な関係をもつてはならないと規定している。日本カウンセリング学会認定カウンセラーの倫理規定では、カウンセリング終結後一年未満のクライエントと結婚関係結んではならないと規定してある。まだ、日本で生じている問題は少ないのかもしれないが、カウンセリング先進国ではクライエントとの性的な関係について厳しく規定している。これからの日本ではどうなるのか分からないが、現在よりも厳しい目でみていく必要があるのではないだろうか。著者がページを割いて多面から記述していることから、大きな課題が提起させられていることを感じざるをえない。

(四) 共に考え、作り出していこうという姿勢

すでに触れかかっているが、本書の著述するスタンスは、決してカウンセリング倫理の先進国であるアメリカの考えをそのまま輸入して、教え諭そうとするものではない。アメリカの試み、先進的な努力を紹介しながら、読者と共に考えていこうという立場に立っている。

それは、本書の構成からもうかがえる。本書は、囲みの文章に答える形で著者の文章が展開されていく。囲みの文章は、質問の形をとっているものもあり、倫理的な課題を示す状況を述べているものもある。いずれにしても、その倫理的な課題に関して著者がこたえていくかたちをとっているのであるが、決して正解を教えようとはしていない。その状況について考えるための視点と情報を提供している。そして、その課題に対してどう考えるのか、読者に投げかけられていく。倫理的に押さえておかなければならないことは情報提供として述べられているのだが、それを踏まえての結論を断定的に出されることはない。倫理は、すでに固定的に決定しているものではなくて、その状況の中で共に考え、作り出していくものだということが伝わってくる。

倫理というと、すでに決まったものであり、その尺度にあわせて判断するだけだというイメージを持っているとしたら、とても戸惑うことになる。簡単な状況であれば、倫理に照らし合わせるだけで簡単に判断できるのかもしれないが、複雑な現代社会においては、さまざまな視点から検討する必要がある。どう判断してよいのか戸惑ってしまう状況はなほ多いのだ。そのような状況を、丁寧に挙げることによって、読者が自分なりに考えていく習性が身につくように構成されているようである。

さまざまな視点を提供しているので、時には、本書の読者として想定されているのがカウンセラーなのか、カウンセリングを受ける立場の人だったのか迷ってしまうような感覚に陥る人がいるかもしれない。しかし、それ自身が、カウンセラーもクライエントもそれぞれに自分なりに考えて、そしてお互いに尊重しあう関係の元で結論が導き出されていく大切さを実感させるものになっていると思われる。読むほどに、いつ

の間にかじつくりと考え込んでいる自分を発見できたとしたら、それはこの著者と対話しているわけで、共に倫理を考え、共に作り出そうとしている共同作業を歩み始めていることを意味しているのではないだろうか。ぜひ、そんな感覚をカウンセリングについて未だかかわっていない人も味わってほしいと思わせる本である。

また、この書でカウンセリング倫理に関心を持ち、さらに深く知りたいと思った人、カウンセラーとして活動されている人には、著者の次の仕事であり、アメリカカウンセリング学会とアメリカ心理学会の倫理綱領の最新邦訳が出ているので、ぜひあわせてご購読いただければと思う。

参考図書

- 「カウンセラー必携 最新カウンセリング倫理ガイド—AC
A倫理綱領対訳とAPPA倫理綱領全文訳—」水野修次郎
著・訳、河出書房新社、二〇〇六年。
- 道徳科学研究センター編、財団法人モラロジー研究所、二
〇〇六年。
- 「カウンセラー 専門家としての条件」金沢吉展著、誠信書
房、一九九八年。
- 「倫理・道徳の白書 Vol.1」財団法人モラロジー研究所